

# 沖縄県障害者自立支援協議会の再編について

【再編の目的】法改正や施策の転換等により、新たに地域で取り組むべき障害福祉施策や課題に対応するため自立支援協議会の組織体制を見直し、今後目指すべき施策の方向性とそのために必要となる取組について協議する体制の強化を図る。

## 障害児への支援体制強化

### ▶ 障害児移行支援

障害児入所施設における移行調整が十分進んでいない現状を踏まえ、県による新たな移行調整の枠組みを構築するため、移行調整の責任主体として協議の場を設置する。(障害児移行支援ワーキング)

### ▶ 医療的ケア児支援

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（R3.9）により支援強化が求められていることから、取組を推進するための協議体制を整備する。(医療的ケア児支援部会、医ケア児コーディネーターワーキング)

## ピアサポートに係る人材育成

### ▶ 障がい者ピアサポート研修の実施

新たに実施する障がい者ピアサポート研修の企画や、ピアサポートのあり方等について協議する。

## 離島への支援体制強化

### ▶ 離島における課題に係る協議

離島においては福祉人材や、社会資源が乏しいことから、離島特有の課題を共有し協議する場を設置する。(離島支援ワーキング)

## 就労系サービスの質向上に資する取組強化

### ▶ 就労系サービスの質向上に資する協議

就労系サービスの質の向上に向け、障害者本人のニーズ把握と就労能力や適性の評価の仕組みを構築し、そのサービスを支える質の高い支援者を育成するための協議の場を設置する。(就労支援ワーキング)

# 沖縄県障害者自立支援協議会再編（案）

部会	ワーキング・グループ
(1)相談支援人材育成部会	①ケアマネワーキング
	②主任研ワーキング
	③現任研ワーキング
	④初任研ワーキング
	⑤サビ管ワーキング
	⑥強度行動障害ワーキング
(2)療育・教育部会	⑦医療的ケア児ワーキング（協議の場）
(3)就労支援部会	⑧一般就労ワーキング
	⑨福祉的就労ワーキング
(4)権利擁護部会 （差別解消支援地域協議会）	⑩虐待防止ワーキング
(5)住まい・地域支援部会	⑪地域移行・定着ワーキング

R4年度以降

部会	ワーキング・グループ
(1)相談支援人材育成部会	①ケアマネワーキング
	②主任研ワーキング
	③現任研ワーキング
	④初任研ワーキング
	⑤サビ管ワーキング
	⑥強度行動障害ワーキング
(2)療育・教育部会	⑦ピアサポートワーキング（新）
	⑧離島支援ワーキング（新）
(3)医療的ケア児支援部会 （協議の場）※新規・再編	⑨障害児移行支援ワーキング（新）
(4)就労支援部会	⑩医療的ケア児コーディネーターワーキング（新）
(5)権利擁護部会 （差別解消支援地域協議会）	⑪就労支援ワーキング（新規・再編）
	⑫虐待防止ワーキング
(6)住まい・地域支援部会	⑬地域移行・定着ワーキング

## 新設の部会・ワーキング等における協議内容のイメージ

### 仮称) 医療的ケア児支援部会

#### ▶ 協議内容 (案)

- ・県内の医療的ケア児の支援体制の整備に関すること
- ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の連携体制構築の推進に関すること。

※都道府県における「協議の場」を部会として格上げし、各ワーキングの取組や県全体の施策を評価する協議の場とする。

#### ▶ 委員 (案)

これまでのワーキング委員（保健関係者、医療関係者、障害福祉関係者、保育関係者、教育関係者、市町村等）

### 仮称) 医ケア児コーディネーターワーキング

#### ▶ 協議内容 (案)

- ・コーディネーターの役割等の整理、周知
- ・医ケア児支援センター設置に向けた課題の整理
- ・関係機関との連携に向けた取組等

#### ▶ 委員 (案)

圏域アドバイザー、医ケア児コーディネーター、相談支援従事者、保健関係者、市町村（基幹相談支援センター）等（現場レベルの担当者）

### 仮称) 障害児移行支援ワーキング

#### ▶ 協議内容 (案)

- ・入所児の実態把握
- ・移行支援に向けた課題の整理
- ・受け皿となる地域資源の現状、資源開発
- ・関係機関との連携体制の構築等

#### ▶ 委員 (案)

圏域アドバイザー、障害児入所施設関係者、相談支援事業所、市町村、県（障害福祉課、児童相談所）等

## 新設の部会・ワーキング等における協議内容のイメージ

### 仮称) ピアサポートワーキング

#### ▶ 協議内容 (案)

- ・障がい者ピアサポート研修の企画、調整に関すること
- ・ピアサポートに係るあり方検討

#### ▶ 委員 (案)

各圏域アドバイザー、障がい者団体関係者、研修実施事業者等

### 仮称) 離島支援ワーキング

#### ▶ 協議内容 (案)

- ・離島における相談支援体制等の課題整理  
（協議会の活性化に関すること、地域生活支援拠点整備、基幹相談支援センター設置、人材確保等）

#### ▶ 委員 (案)

各圏域アドバイザー、市町村、相談支援従事者、福祉事務所等

### 仮称) 就労支援ワーキング

#### ▶ 協議内容 (案)

- ・就労支援における現状把握、課題整理
- ・就労アセスメントの構築・機能強化
- ・就労支援に係る専門人材の育成、研修等

#### ▶ 委員 (案)

各圏域就労部会長、就労事業所サビ管、ナカボツ関係者、市町村等

見直しに向けた検討日程 (案)

アドバイザー連絡会  
議における意見聴取

10月～  
11月

各ワーキング等に  
おける意見聴取

11月～  
12月

相談支援・人材育成部  
会における意見聴取

12月

県自立支援協議会本会  
における協議

R4.1月

要綱改正、新部会、  
ワーキング設置

3月～  
4月

# 【概要】障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議報告書

(令和3年8月)

## <検討の経緯>

- 障害児入所施設(※)は、家庭における養育が困難である障害児等に対し、できる限り良好な家庭的環境の中で、発達を支援し育成する役割を有する。(※福祉型の場合、約7割を措置入所が占め、約3割は被虐待児。)
  - 一方、障害のある児童も、成長した後は、大人として個を尊重され、日中活動の場の確保等を含め、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが求められる。  
平成24年施行の児童福祉法改正により、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととしたが、移行調整が十分進まず、多くの18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況。
  - このため、現入所者が移行先が見つからないまま退所させられないことがないよう、累次にわたり、障害児入所施設の指定をもって、障害者支援施設の基準を満たすとする「みなし規定」を延長し、経過的な入所を継続。
- ⇒ 児者混在等により、それぞれに相応しい環境(子どもとして安心して過ごせる/成長に相応しい大人として個を尊重される等)が確保されない状況を解決するため、令和3年1月より検討を実施。

## <基本的考え方>

- ・ 都道府県 政令市のもとで 市町村 児童相談所 障害児入所施設 相談支援事業所 成人サ ビ 関係者等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、円滑 返やかな移行を図る
- その際、障害のある児童の意思決定を支援し、その選択を最大限に尊重すること、現時点の暮らしの充実が図  
がちなこと(はならない)等に留意

## 1. 都道府県による新たな移行調整の枠組み

- まず、障害児入所施設 ※福祉型 医療型共通において、すべて の入所児童 ※15歳以上の移行支援を開始
- ・ 都道府県 政令市が管内全体の移行調整の責任主体として、協議の場を設け、円滑な移行が難しいケ について  
は、関係者 児童相談所 相談支援事業所 障害児入所施設等 の協力のもとで移行調整を進める 移行先がある  
程度決まっ た段階で、移行後に向け、移行後の支給決定主体 市町村へ引継ぎ

20

## 2. 移行先確保・施設整備のあり方

- 本人 保護者の状況等を踏まえ、家庭復帰やブル フホーム等の地域への移行を積極的に検討されるべき  
一方、専任的な手厚い支援が必要な者も多いことから、新たな整備 クレブホ ム等 の要否、具体的内容に  
ついて、15歳以上の移行支援対象者数の中長期的な見通しを考慮しながら、各都道府県等において検討
- 個々の施設の状況により、児者転換 障害児入所施設から障害者支援施設への転換 や、児者併設 障害児入所  
施設を分割し一方を障害者支援施設とする、一定期間での対応策の選択策の つ、ただし、児者それぞれに相  
応しい環境や支援 ケアの確保に対する留意や、地域のチ ンネットワークとし、の児の定員のあり方を障害児福祉計  
画の改定等において、改め、検討することが必要
- 障害行動障害者のケアのための基盤整備は、ハ 下面だけとな ソ ト、支援人材の育成、面市事業であり、令  
和6年度報酬改定に向けて別途検討を進める必要

## 3. 移行支援のための新たな制度

- 15歳頃から 障害児入所施設職員 ソー シャルワーカー等※ が本人の意思決定を支援しつつ、相談支援事業所  
が 15歳頃 障害児施設入所中 から 成人としての生活への移行 定石までを、一貫して支援することを可能と  
する仕組みを策定する
- また、障害児入所施設の措置 給付決定主体である都道府県等が、移行調整に必要な相談支援、体積利用  
グル ブホ ム等 について、障害児入所施設の処置の一環とし、一元的、包括的に決定できる仕組みが必  
要
- その際、一定年齢以上の入所を移行可能な状態に至っ いない場合や、障害行動障害等が18歳近 かつ、近  
年  
在化し18歳での移行が適切でない場合もあることを踏まえ、都道府県等の意思の場での判断を経て、機  
満了時  
まで移行せずに障害児入所施設への入所継続ができるよう制度的対応を図る必要

成人としての基準を満たさないまま「みなし規定」により継続する「経過的サービス費」の支給は、未移行者の移行完了に向けた「準備期間」として、令和5年度末までは継続。

それまでの間に、都道府県等の下で、関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、みなし規定終了に向けて、当事者一人一人の「固有の尊厳の尊重」が促進されるよう移行調整を加速させる。

# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

## ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができ、社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

## 支援措置

### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→看護師等の配置

### 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討  
医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

令和二年法律第八号

### 第二章 医療的ケア児支援センター等

#### 医療的ケア児支援センター等

第111条 都道府県知事は、次に掲げる業務を社会福祉法人その他の法人で当該業務を適正かつ効果的に行うことができると認め、指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に任せ、又は自ら行うことができる。

医療的ケア児（八歳に達し、又は高等中学校等から業上の事由により医療的ケア児でなくなった後も医療的ケア児を受け取る者が継続する）又は児童福祉センター等の乳児に係る相談支援を必要とする者を含む。以下この条及び前条第1項第1号において「同じ」と及びその家族その他の関係者に対する、専門的、その他相談、応対又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。

一 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し、医療的ケア児に係る情報の提供及び研修を行うこと。

二 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

三 前号に掲げる業務に準ずる業務。

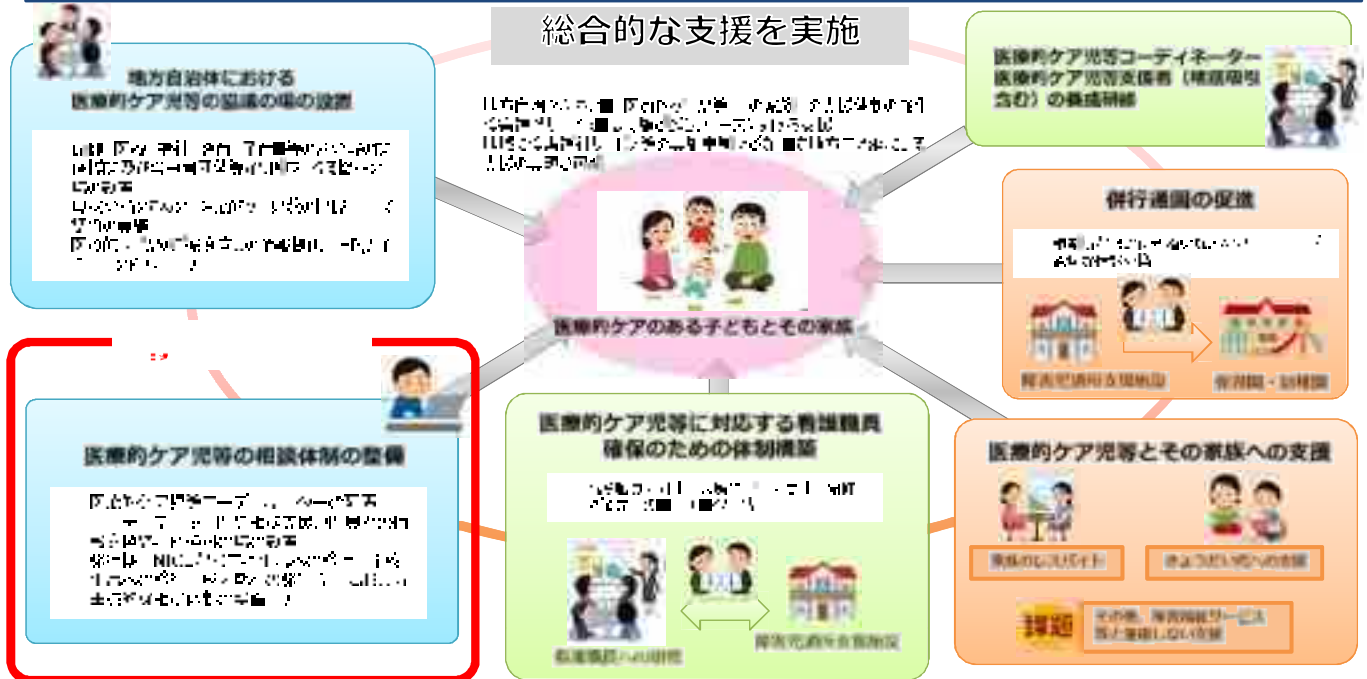
前項の規定による指定は、当該者を受けようとする者の申請により行う。

第112条 都道府県知事は、第111条に規定する業務を医療的ケア児支援センターに任せ、又は自ら行うに当たっては、当該者の支援を促進しつつ、医療的ケア児及びその家族その他の関係者がその身近な場において、必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

【概要内容】

医療的ケア児等の医療的ケア等の支援を担う関係機関が、医療的ケア児（障害児）等の2割程度、地方自治体によっては医療的ケア児の割合が地方自治体の人口全体の5割を超えている。医療的ケア児等の医療的ケア等の関係機関の役割の役割が地方自治体の人口全体の5割を超えている。医療的ケア児等の医療的ケア等の関係機関の役割の役割が地方自治体の人口全体の5割を超えている。医療的ケア児等の医療的ケア等の関係機関の役割の役割が地方自治体の人口全体の5割を超えている。

【実施内容】 都道府県、市町村



成果目標⑤-2 重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

現状

- 第1期障害児福祉計画において、主として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについてすべての市町村で1ヵ所以上確保することを成果目標に掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。
  - ・重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所を1以上確保している市町村の割合 28%
  - ・放課後等デイサービス事業所を1以上確保している市町村の割合 30%

【平成30年度末現在（いずれも圏域設置を含む） 障害児福祉部調べ】
- また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を都道府県及び市町村（または圏域）に設置することについては都道府県と指定都市は達成済み、市町村もある程度進みつつある。一方で医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置しているケースはまだ少ない。
 

・協議の場を設置している都道府県の割合 100%	・医療的ケア児等コーディネーターを配置している都道府県の割合 26%
・指定都市の割合 100%	・医療的ケア児等コーディネーターを配置している指定都市の割合 56%
・市町村・圏域の割合 68%	・医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村・圏域の割合 21%

【令和元年8月1日現在 障害児福祉部調べ】

成果目標（案）

- 主として重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所については、引き続き全市町村における1ヵ所以上の確保を目指してはどうか。
  - 医療的ケア児支援のための協議の場については、設置自体は進んできていることを踏まえ、引き続き全面域又は市町村での設置を目指すこととし、更に加えて、都道府県及び圏域又は市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を、新たに盛り込んではどうか。
- 【成果目標（案）】
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
  - ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。
- （追加）